

未来をになう子どもたちに

# 子ども手当について



平成22年4月1日から、中学校終了前の子ども（平成7年4月2日以降に出生した子ども）を養育している方に子ども手当が支給されます。

## ■支給対象者

平成7年4月2日以降に出生した子どもを監護し、その子どもと一定の生計関係にある父母など（所得制限なし）

## ■支給期間

子どもが15歳到達後最初の3月まで

## ■支給額

子ども一人につき毎月一律13,000円

## ■支給月

6月（4月～5月分）  
10月（6月～9月分）  
2月（10月～1月分）

※児童手当を受給されている方には、平成22年2月・3月分の児童手当は6月に子ども手当と併せて支払いいたします。なお、平成23年2月・3月分の子ども手当につきましては、平成23年6月の支払となる予定です。

## ■申請手続き

支給対象見込者の方には、申請に必要な書類を送ります。

住民基本台帳に基づき書類を送りますので、子どもを別居監護している方などはご相談ください。また、支給対象見込者の方に書類を送りますので、公務員の方や子どもを監護していない方が書類を受け取られた場合はご容赦ください。

## ◇新規認定請求

所得制限超えなどにより児童手当を受給されていなかった方や平成22年4月1日現在、中学2・3年生の子どものみを監護している方などが対象となります。（平成22年4月1日現在、中学1年生の子どもを監護し、それ以前に児童手当を受給されていた方は子ども手当の支給要件に該当するとみなされますので、新たに新規認定請求書を提出する必要はありません。）

## ◇額改定認定請求

児童手当を受給している方で中学2・3年生の子どもを監護している方が対象となります。

## ■提出書類

### ◇新規認定請求

- ①新規認定請求書
- ②申請者の健康保険証の写しまたは年金加入証明書（厚生年金加入者のみ。国民年金加入者の方は提出の必要はありません。）

### ◇額改定認定請求

- ①額改定認定請求書

※平成22年3月31日現在、児童

手当受給者の方は、新たに子ども手当の申請をする必要はありません。ただし、児童手当現況届未提出の方は必要になります。また、平成22年4月1日において、子ども手当の支給要件に該当する方は、平成22年9月30日（申請猶予期間）までに申請いただければ、4月分から手当を受給することができます。これを過ぎてから申請された場合は、申請日の翌月分からの手当支給となりますので、ご注意ください。

※公務員の方は、所属庁から子ども手当が支給になりますので、勤務先へご確認ください。子ども手当は現在、国会で審議中のため、お知らせした内容が今後変更になる場合があります。

## ■お問い合わせ

福祉課子育て支援担当  
(内線1733～175)

## 障がいのある方への

## タクシー利用料金の助成

市では、在宅の重度心身障がい者（児）の皆さんの社会参加の促進と、生活圏の拡大を助成するため、毎年タクシー料金を「利用券」により一部助成しています。新年度の利用券の申請受付を4月1日より開始しますのでお知らせします。



### 利用券交付対象者

- ①身体障害者手帳 1・2級所持者
- ②療育手帳 A所持者

ただし、施設入所者や、自動車・軽自動車税の減免を受けている方は除きます。

### 交付枚数

24枚/年間  
36枚/年間（腎臓機能障害）

※1級手帳所持者のみ  
※年度途中の申請は月割になります。

### 利用券使用方法

一乗車につき利用券を一枚使用  
（利用券一枚につき六百三十円割引）  
※タクシー乗車の際は、手帳提示のうえ、使用してください。なお、心身障害者タクシー運賃割引（手帳提示時一割引）も併せて使用できます。

### 申請方法

身体障害者手帳・療育手帳・印鑑を持参の上、窓口にて申請書を提出してください。

■お問い合わせ

福祉課社会福祉担当（内線177・178）

# 公共水域の水質保全のために 下水道事業にご協力を

下水道供用開始区域の  
拡大について

平成21年度に竜岡町下條南割地内で行われた下水道工事は、3月末をもって完了し、供用が開始されました。今回の工事により4月から新たに64世帯が、下水道を使用することができるようになりました。

下水道工事は公共水域の水質保全をはかり、生活環境の向上を目的に、皆さんの貴重な税金を財源に進められています。下水道が使用できる区域にお住まいの方で、未接続の方は速やかに下水道への接続をお願いいたします。

**◆お早めに接続を◆**  
この4月より供用開始された地区に下水道が使用できる土地をお持ちの方は、受益者負担金がかかります。4月中旬頃、申告書を送付しますので、確認し申請してください。下水道に接続する宅内工事については、市が指定し



た「排水設備指定工事店」にお申し込みください。指定工事店は市に提出する必要書類の作成、届出などの手続きを代行します。工事は個人負担です。下水道担当の窓口は指定工事店一覧名簿がありますので、お気軽にご相談ください。

**◆ご利用ください◆**

**■排水設備工事融資あっせん**

- ① 融資あっせん額  
排水設備工事資金100万円以内
- ② 利子補給  
市が3%以内の利子補給
- ③ 償還方法  
融資を受けた日から3年以内毎月元金均等償還
- ④ 融資あっせん条件  
処理区域内に居住していること。

市税及び受益者負担金を滞納していないこと。

- 下水道排水設備補助金
- ① 下水道処理区域内において平成13年4月1日以降に合併処理浄化槽を設置し、市に設置届を出された下水道排水設備工事を行う方

② 補助金の額 (次表参照)

接続時期	補助金額
処理区域公示から1年以内(H22年4月使用開始)	80,000円
処理区域公示から2年以内(H21年4月使用開始)	50,000円
処理区域公示から3年以内(H20年4月使用開始)	30,000円

※各制度、補助金について詳しくはお問い合わせください。

**◆合併処理浄化槽設置促進事業費補助金の補助対象区域を拡大◆**

この事業は、下水道認可区域外に、50人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方を対象に工事費の一部を補助するものです。(下表参照)

## 地域密着型介護サービス事業者を募集します

高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第四期)に基づき、地域密着型介護サービスの基盤整備を図るため、事業者を募集します。

**■公募する地域密着型サービスの種類及び整備数**

- 小規模多機能型居宅介護(平成22年度整備分)
- 1カ所

**■応募手続き**

地域密着型サービス事業者公募申込書を提出してください。応募される事業者は事前に担当課と事前協議を行ってください。

**■応募期限**

平成22年5月31日(月)

**■お問い合わせ・お申し込み**

福祉課介護保険担当(内線182)

**■補助対象区域**

△下水道認可区域外の地区

「穂坂町、中田町、穴山町、円野町、清哲町、神山町の全域と、旭町山口、鋳物師屋、宮下、小曾根、鍛冶屋(田島を除く)、祖母石の一部、岩下の一部」

**■補助金の額**

人槽区分	補助限度額
5人槽まで	332,000円
6人槽～7人槽	414,000円
8人槽～50人槽	548,000円

※右記の地区にお住まいの方は、この補助の対象ですので、水質保全のために合併処理浄化槽の普及にご協力ください。なお、現在ご使用の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に取替える場合も補助対象となります。

**■お問い合わせ**

上下水道課下水道担当  
(内線613・614)